

権限移譲特別推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、埼玉県権限移譲方針（令和2年3月25日知事決裁。以下「方針」という。）に基づく市町村への権限移譲を推進するため、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）による移譲事務の受入れに取り組む市町村に対し、予算の範囲内において権限移譲特別推進交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(交付金の種類)

第2条 交付金の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人材育成等支援交付金

移譲事務に従事する職員の研修参加、移譲事務に係る図書等の購入その他の移譲事務に係る準備に要する経費に対して交付する交付金

(2) 特別支援事務交付金

市町村が特色ある行政運営を実施するため、別表1に掲げるパッケージ方式による特別支援事務を受け入れようとする場合又はその他の特別支援事務を受け入れようとする場合、その準備に要する経費に対して交付する交付金

(交付対象)

第3条 前条各号に掲げる交付金の交付対象は、市町村とする。

(交付金の額)

第4条 第2条各号に掲げる交付金については、次に掲げる額を交付する。

(1) 人材育成等支援交付金

翌年度に移譲を行う移譲対象事務（次号に掲げる特別支援事務交付金を交付する移譲事務及び一般旅券の申請受理・交付等に関する事務を除く。）の数に2万円を乗じて得た額

(2) 特別支援事務交付金

別表2定める額

(交付の申請)

第5条 第2条第1号及び第2号に掲げる交付金の交付を受けようとする市町村は、知事が別に指定する期日までに、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、当該各号に定める交付申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 人材育成等支援交付金 様式第1号(1)

(2) 特別支援事務交付金 様式第1号(2)

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により内容が適正であるかどうか等を調査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付金の交付を決定し、交付金を交付するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付を決定したときは、市町村に次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、当該各号に定める交付決定書により通知するものとする。

(1) 人材育成等支援交付金 様式第2号(1)

(2) 特別支援事務交付金 様式第2号(2)

(資料の提出及び説明要求)

第7条 知事は、交付金の交付に必要があるときは、市町村に対して資料の提出及び説明を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

No.	事務No.	事務の名称	移譲の目安	重点移譲 対象事務
1 パッケージ方式による特別支援事務				
(1) 青空再生 (パッケージ記号 b : 5 0 万円)				
1	6	ばい煙発生施設の届出受理等	人口 1 5 万人以上	
2	7	一般粉じん発生施設の届出受理等	人口 1 5 万人以上	
3	8	特定粉じん排出等作業の届出受理等	人口 1 5 万人以上	
4	9	揮発性有機化合物排出施設の届出受理等	人口 1 5 万人以上	
5	11	大気汚染状況の監視等に関する事務	人口 1 5 万人以上	
6	14	特定工場の公害防止組織の届出受理等 (ばい煙・ 特定粉じん・一般粉じん・ダイオキシン)	人口 1 5 万人以上	
(2) 土壌・水質汚染対策 (パッケージ記号 b : 5 0 万円)				
1	13	水質汚濁防止に関する事務	人口 1 5 万人以上	
2	14	特定工場の公害防止組織の届出受理等 (汚水等)	人口 1 5 万人以上	
3	19	土壌汚染対策法に基づく事務	人口 1 5 万人以上	
4	24	公害防止事務 (水質規制に関する事務)	人口 1 5 万人以上	
5	24	公害防止事務 (土壌・地下水汚染に関する事務)	人口 1 5 万人以上	
(3) 浄化槽関連 (パッケージ記号 b : 5 0 万円)				
1	15	浄化槽設置の届出受理等	市町村	○
2	16	浄化槽管理者の指導等	市町村	○
(4) 水道関連 (パッケージ記号 b : 5 0 万円)				
1	32	専用水道の監督等	市町村	○
2	33	簡易専用水道の監督等	市町村	○
3	34	自家用水道の監督等	市町村	○
(5) 身近な生活環境 (パッケージ記号 c : 3 0 万円)				
1	30	化製場の設置許可等	市町村	
2	31	動物の飼養・収容の許可等	市町村	
(6) 消費生活 1 (パッケージ記号 a: 1 0 0 万円又は b : 5 0 万円 (「特定商品販 売事業者の報告徴収等」を除いた場合))				
1	35	品質表示の適正化に関する事務	市町村	○
2	38	家庭用品販売業者の報告徴収等	市町村	○
3	39	是正指示に従わない家庭用品販売業者の公表処分	市町村	○

4	42	特定商品販売事業者の報告徴収等	人口15万人以上	○
5	43	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する事務	市町村	
(7) 消費生活2 (パッケージ記号b : 50万円)				
1	36	ガス用品販売事業者の報告徴収等	市町村	
2	37	電気用品販売店の報告徴収等	市町村	
3	40	液化石油ガス器具等販売事業者の報告徴収等	市町村	
4	104	電気工事業の登録等	市町村	
(8) 障害福祉 (パッケージ記号b : 50万円)				
1	44	障害児福祉サービス事業者の指定等	市	
2	45	指定障害児事業者等に対する勧告等	市	
3	46	指定障害児入所施設の設置者等に対する報告徴収等	市	
4	83	障害福祉サービス事業・障害者支援施設等の指定等	市	
5	84	指定障害福祉サービス事業者に対する勧告等	市	
6	85	指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告等	市	
7	86	指定一般相談支援事業者等に対する勧告等	市	
(9) 子育て支援 (パッケージ記号c : 30万円)				
1	47	乳幼児の一時預かり事業の届出受理等	市町村	
2	48	児童福祉施設 (保育所・児童館) の設置認可等	市	
(10) 高齢者福祉 (パッケージ記号c : 30万円)				
1	64	地域密着型サービス事業等の届出受理等	市町村	○
2	65	老人居宅生活支援事業開始の届出受理等	市	
3	66	老人デイサービスセンター等設置の届出受理等	市	
4	67	養護老人ホーム・特別養護老人ホームの設置認可等	市	
5	68	有料老人ホーム設置の届出受理等	市	
6	79	喀痰吸引等事業者の登録	市	
(11) 介護 (パッケージ記号c : 30万円)				
1	80	介護保険サービス事業者 (老健施設を除く) の指定等	市	
2	81	介護老人保健施設の開設許可等	市	

(12) 産業安全（パッケージ記号 c：30 万円）				
1	91	火薬類製造許可等	市町村	
2	94	高圧ガス保安法に基づく許可等	市町村	
3	102	充てん設備に係る許可等	市町村	
(13) 農地活用（パッケージ記号 c：30 万円）				
1	96	林地開発の許可等	地域森林計画対象 森林所在市町村	
2	97	農地転用の許可等	市町村	
3	103	農用地区域内の開発行為の許可等	対象地域を有する 市町村	
(14) 地域産業活性化（パッケージ記号 c：30 万円）				
1	105	商店街振興組合高度化事業計画の認定等	市町村	
2	106	中小企業共同流通業務総合効率化計画の認定等	市町村	
(15) 土地利用（パッケージ記号 c：30 万円）				
1	118	優良宅地の認定	市町村	
2	119	優良住宅の認定	市町村	
3	126	開発行為の許可等	市町村	
(16) 住宅（パッケージ記号 c：30 万円）				
1	148	サービス付き高齢者向け住宅の登録等	市	
2	149	終身賃貸事業の認可等	市町村	
3	150	マンション建替に係る組合設立・事業施行の認可等	市町村	
(17) まちづくり 1（パッケージ記号 c：30 万円）				
1	128	都市計画施設等の区域内における建築許可の基準の特例等	市町村	
2	129	都市計画事業等の区域内における建築制限等	都市計画区域	
3	130	市街地開発事業等における土地の買取り等	都市計画区域	
(18) まちづくり 2（パッケージ記号 c：30 万円）				
1	132	市街地再開発促進区域・第一種市街地再開発事業 施行区域の建築許可等	都市計画区域	
2	133	市街地再開発促進区域の土地の買取り等	都市計画区域	
3	136	市街地再開発事業の事業代行・監督等	都市計画区域	
(19) まちづくり 3（パッケージ記号 c：30 万円）				

1	131	市が行う都市計画事業の認可等	市	
2	157	特定建築物環境配慮計画の受理等	特定行政庁	
(20) まちづくり 4 (パッケージ記号 c : 30 万円)				
1	134	個人・組合・再開発会社施行の市街地再開発事業の認可等	人口 20 万人以上	
2	135	再開発組合の事業報告書・収支計算書等の受理	人口 20 万人以上	
3	147	個人・組合施行の防災街区整備事業の認可等	人口 20 万人以上	
2 その他の特別支援事務 (10 万円、ただし「NPO 法人の設立認証等」は 30 万円)				
1	15	浄化槽設置の届出受理等	市町村	○
2	16	浄化槽管理者の指導等	市町村	○
3	25	アイドリング・ストップの勧告等	市町村	○
4	32	専用水道の監督等	市町村	○
5	33	簡易専用水道の監督等	市町村	○
6	34	自家用水道の監督等	市町村	○
7	35	品質表示の適正化に関する事務	市町村	○
8	38	家庭用品販売業者の報告徴収等	市町村	○
9	39	是正指示に従わない家庭用品販売業者の公表処分	市町村	○
10	42	特定商品販売事業者の報告徴収等	人口 15 万人以上	○
11	64	地域密着型サービス事業等の届出受理等	市	○
12	89	行政財産の目的外使用の許可 (土地改良法第 94 条の 10 の規定により市町村の管理を委託した土地改良施設に係るもの)	市町村	○
13	90	農協等が行う土地改良事業の認可等 (土地改良法第 95 条第 1 項に規定する土地改良事業に限る)	市町村	○
14	112	屋外広告物の許可等	市町村	○
15	153	特定路外駐車場設置の届出受理等	市町村	○
16	162	NPO 法人の設立認証等	市町村	○

別表 2（第 4 条関係）

特別に支援する 事務の種類	パッケージ等の名称	パッケージ 記号	交付額
パッケージ方式による特別支援事務	消費生活 1	a	1 0 0 万円
	青空再生、土壌・水質汚染対策、浄化槽関連、水道関連、消費生活 1（特定商品販売事業者の報告徴収等を除く。）、消費生活 2、障害福祉	b	5 0 万円
	身近な生活環境、子育て支援、高齢者福祉、介護、産業安全、農地活用、地域産業活性化、土地利用、住宅、まちづくり 1、まちづくり 2、まちづくり 3、まちづくり 4	c	3 0 万円
その他の特別支援 事務	浄化槽設置の届出受理等		1 0 万円
	浄化槽管理者の指導等		1 0 万円
	アイドリング・ストップの勧告等		1 0 万円
	専用水道の監督等		1 0 万円
	簡易専用水道の監督等		1 0 万円
	自家用水道の監督等		1 0 万円
	品質表示の適正化に関する事務		1 0 万円
	家庭用品販売業者の報告徴収等		1 0 万円
	是正指導に従わない家庭用品販売業者の公表処分		1 0 万円
	特定商品販売事業者の報告徴収等		1 0 万円
	地域密着型サービス事業等の届出受理等		1 0 万円
	行政財産の目的外使用の許可（土地改良法第 94 条の 10 の規定により市町村の管理を委託した土地改良施設に係るもの）		1 0 万円
	農協等が行う土地改良事業の認可等（土地改良法第 95 条第 1 項に規定する土地改良事業に限る）		1 0 万円
	屋外広告物の許可等		1 0 万円
	特定路外駐車場設置の届出受理等		1 0 万円
	N P O 法人の設立認証等		3 0 万円

特別支援事務交付金として交付する交付金額

1 パッケージ方式による特別支援事務

パッケージ方式による特別支援事務は、一つのパッケージを構成する事務（別表 1 参照）を全て受け入れることが確定した場合に、交付額の欄に定める額を交付する。

ただし、権限移譲特別推進交付金交付要綱（平成 23 年 3 月 25 日企画財政部長決裁。平成 26 年 3 月 31 日廃止。以下「旧要綱」という。）第 2 条第 3 号の規定により、同名のパッケージにより特別支援事務交付金が交付されている場合及び「埼玉県分権推進交付金交付要綱の改正について」（平成 23 年 3 月 29 日企画財政部長決裁）による改正前の埼玉県分権推進交付金交付要綱第 2 条第 2 号の規定により、同名のパッケージ（子育て支援及び障害福祉を除く。）により特別交付金を交付されている場合を除く。

また、当該パッケージを構成する事務について、第 2 条第 1 号による人材育成等支援交付金及び旧要綱第 2 条第 1 号による人材育成等支援一般交付金並びにその他の特別支援事務として第 2 条第 2 号による特別支援事務交付金の交付を受けている場合は、当該金額を控除する。

2 その他の特別支援事務

事務の受入れに対して交付額の欄に示した額を交付する。ただし、パッケージ方式による特別支援事務として特別支援事務交付金が交付される場合を除く。また、その他の特別支援事務による交付を行う場合は、第 2 条第 1 号による人材育成等支援交付金は交付しない。

様式第 1 号（1）（第 5 条関係）

年度権限移譲特別推進交付金交付申請書
（人材育成等支援交付金）

第 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市町村長 （公印省略）

下記により、 年度権限移譲特別推進交付金（人材育成等支援交付金）の交付を受けたいので、申請します。

記

1 交付金申請額 金 円

2 添付資料

別紙 人材育成等支援交付金交付申請額計算書

別紙

人材育成等支援交付金交付申請額計算書

年度権限移譲予定表

事務 No.	事務の名称	
事務数合計 A		
交付申請額 (A×20,000円、単位：円)		

※ 「事務No.」「事務の名称」欄には、翌年度移譲予定の事務を記載してください。

※ 「特別支援事務交付金」として受け入れる事務は記載しないでください。

様式第1号（2）（第5条関係）

年度権限移譲特別推進交付金交付申請書
（特別支援事務交付金）

第 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市町村長 （公印省略）

下記により、 年度権限移譲特別推進交付金（特別支援事務交付金）の交付を受けたいので、申請します。

記

1 交付金申請額 金 円

2 添付資料

別紙 特別支援事務交付金交付申請額計算書

別紙

特別支援事務交付金交付申請額計算書

市町村名 _____

年度権限移譲予定表（特別に支援を行う事務）

(1) パッケージ方式による特別支援事務

事務の名称	パッケージの名称	パッケージ記号

a' : a のパッケージの数 _____ パッケージ × 100 万円 = _____ 万円

b' : b のパッケージの数 _____ パッケージ × 50 万円 = _____ 万円

c' : c のパッケージの数 _____ パッケージ × 30 万円 = _____ 万円

※ 上記に記載したパッケージを構成している事務で既に人材育成等支援交付金などの交付を受けている事務

事務の名称	パッケージの名称	パッケージ記号	交付年度

a'' : a のパッケージに係る事務数 _____ 事務 × _____ 万円 = _____ 万円

b'' : b のパッケージに係る事務数 _____ 事務 × _____ 万円 = _____ 万円

c'' : c のパッケージに係る事務数 _____ 事務 × _____ 万円 = _____ 万円

(2) その他の特別支援事務

事務 NO.	事務の名称	交付額
		万円
		万円
		万円
		万円
交付額計		④

(3) 交付金額

① : a' (万円) - a'' (万円)	万円
② : b' (万円) - b'' (万円)	万円
③ : c' (万円) - c'' (万円)	万円
④ : その他の特別支援事務	万円
① + ② + ③ + ④	万円

<記載要領>

(1) パッケージ方式による特別支援事務

- ・ 当該欄に記載する特別支援事務は、別表 1 に掲げる各パッケージに該当する事務で、当該事務の移譲を受けることにより、各パッケージの全ての権限の移譲が完了するものになります。
- ・ 「事務の名称」欄には、翌年度移譲予定の事務を記載してください。
- ・ 「パッケージの名称」、「パッケージ記号」には、当該事務の移譲を受けることにより、全ての事務の移譲が完了するパッケージについて別表 2 を参考に記載してください。

「※ 上記に記載したパッケージを構成している事務で既に人材育成等支援交付金等の交付を受けている事務」について

- ・ 人材育成等支援交付金及び旧要綱に基づく人材育成等支援一般交付金並びに特別支援事務交付金の交付を受けている場合、その事務名を記載してください。

(2) その他の特別支援事務

その他の特別支援事務を受ける場合は、事務 NO、事務名及び交付額を記載してください。

(3) 交付金額

(1) 及び (2) で計算した額をそれぞれの欄に転記して①～④の額を算出し、

①～④の額を合算したものを太枠内に記載してください。

その他

申請書〔様式第 1 号 (2)〕に転記する際は、単位 (万円→円) に注意してください。

様式第2号（1）（第6条関係）

年度権限移譲特別推進交付金交付決定書
（人材育成等支援交付金）

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 （公印省略）

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった標記の交付金
については、下記のとおり交付します。

記

交付決定額 金 円

様式第2号（2）（第6条関係）

年度権限移譲特別推進交付金交付決定書
（特別支援事務交付金）

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 （公印省略）

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった標記の交付金
については、下記のとおり交付します。

記

交付決定額 金 円